

合同勉強会における主な意見

<全体について>

- ・ 全体委員会で議論をして一応の見解の一致を見たものと、課題として残った部分がある程度整理されてきている。全体委員会の中間とりまとめ(案)の基本的な部分に齟齬しない範囲で、各部会ごとに修正を加えていく必要がある。部会の委員も全体委員会の議論の方向を是非頭に入れて議論してほしい。後の部会での議論に生かしていただきたい。

<理念>

- ・ 水需要管理の問題は、流域委員会全体の「基本理念の転換」のところに入っている重要なポイントである。各部会のとりまとめでも、基本的なところに位置づけし、さらに具体化した内容に踏み込んでいく必要があると思う。

<総合的対応>

- ・ 環境に配慮するために、琵琶湖の瀬田川洗堰の操作法等でダイヤモンドマネジメントという考え方の必要性が高まった場合、どちらかが一方的に要求を出すということではいけない。琵琶湖の環境保全、下流の水需要や治水、環境への対応など流域全体を視野に入れて、議論を行う必要がある。
- ・ 河川管理の責任について、行政も川と同じように連続性を考えるなら、国と地方、それぞれの省庁と他の分野との連携のことも重要である。ひとつの部局が責任を持つということではなく、行政の責任も分断されるはずである。
- ・ 土地利用の問題、他の省庁との連携問題は、今の河川管理者の業務の範疇を越えている部分があるので、流域委員会では十分扱いきれないという印象がある。

<治水・防災>

- ・ 洪水対策に関して、壊滅的な被害を避けるというように、方向性だけを示すということでは済ませるわけにはいかないのではないか。どの程度の洪水までは、浸水を防ぐというような目標を決めないと管理できないと思う。
- ・ 洪水が起こりうるという可能性は、当然、住民に PR しておく必要がある。ただ、そうすることで行政の責任が回避されるわけではなく、従来どおり、安全を高めていく努力は続けていく必要がある。
- ・ 治水の考え方のところにもリスクマネジメントの問題が出ており、それには、住民と行政とのリスクコミュニケーションが非常に大切となるが、ここの議論がなかなか進まないのは、日本にうまく行っている事例が余りないからだと思う。
- ・ 猪名川部会では「受忍」という言葉が問題になっているが、それも含めて、中間とりまとめで出てくるさまざまなキーワードを、他の部会と歩調を合わせて書くか、それとも部会としての特色を出して踏み込んでいくか、言葉の表現方法を検討していきたい。

< 利水 >

- ・ 利水の問題について言うと、農業用水の慣行水利権をどう扱うかというのは一つのキーポイントとなると思うが、中間とりまとめ(案)のどこにもその文言が出てこない。

< 流域センター、河川レンジャー >

- ・ 流域センターの設置に関しては、今後、NPO や住民にも責任がかかってくるはずである。ところが、NPO 等は、まだ、具体的に提案してなにかをやっていこうというレベルにまでなっていない。住民の状況、NPO、NGO の状況を、お互いに話し合いながら把握していく必要がある。
- ・ 流域センターについては、淀川部会の中間とりまとめ(案)に詳しく記載されているが、それはあくまでも一つの提案としてであって、まだ検討すべき課題はたくさんあると思う。今、ここでこういうふうにするんだと決定付けてしまうのはまずいかもしれない。「さらにいろんなことを検討する必要がある」というような書きの方がよいかもかもしれない。
- ・ 河川レンジャーについて。淀川に面する大阪市内の7つの区の中で、どのくらいの組織(河川レンジャー)をたち上げることができるか審議するとともに、次世代の子供たちに教育をしながら、たち上げていく方法を気長に考えていく必要がある。
- ・ 河川レンジャーや流域センターについても、日本での具体例が少ない。そこを解決するには、今あるものをどう使うか、といった発想が必要である。人材面においては、河川管理者が持っている技術や知識、住民がもっている経験や知識をどううまく絡ませていくか。設備面でいえば、河川や琵琶湖について学べる施設をどう生かすか。そこが重要である。
- ・ 流域センターを作るにあたって、行政と住民がどう連携をとっていくかは、試行錯誤が伴うと思う。今後検討を得ながら、各流域の特性を出せるような形を考えていくことも重要だと思う。関東の多摩川など様々なところで模索してやっているみたいなので、参考にしていきたい。
- ・ 流域センターについては、流域委員会で議論していくと同時に、何か具体的なアクションを関係者それぞれが、別の場所でもやっていく必要があると思う。
- ・ 流域センターや河川レンジャーは時期尚早ではないか、というような話があったが、最近の河川審議会や他の河川関係の委員会においても、語られない場はない。今後30年を視野においた河川整備計画をつくるのだから、ここは一步踏み込んで、未来に向けて提案をしていきたいと思う。

< 琵琶湖総合開発との関連 >

- ・ 流域委員会の議論と琵琶湖総合開発の関係が気になる。水資源開発として行われた琵琶湖総合開発計画は法律的に担保されているが、流域委員会で出した意見には法的根拠がない。今回の議論では水資源開発の今回に係わる部分があり、そこに齟齬が生じるのではないかと。
- ・ 瀬田川洗堰の操作の点など、琵琶湖総合開発と抵触する可能性がある。そこは、ある程度踏み込んでいかないといけないとは思っている。しかし、抵触した時にどうするかというより、まず、流域委員会としては、治水、利水、環境の保全、3つを総合的に考慮した操

作の方向性について考え、的確に情報を把握する必要がある。

- ・たとえば、流域委員会での議論が、琵琶湖総合開発などの計画と、どの部分がどう抵触するか。そのことに対して、主体となる行政や自治体がどういう認識を示しているかということは、確認しておく必要があると思う。
- ・琵琶湖総合開発に係わらず、どの段階で、どこに問題があるのかということについては、我々もまだ、十分に理解できていない。質問させていただく中で問題点も分かっていくだろうと思うので、中間とりまとめを頂いた段階で、検討させていただいて問題点を明らかにしていきたい。（河川管理者）

<住民参加・パートナーシップ>

- ・新しい河川法は、一般市民には分かりにくい。開かれた川づくり、住民参加の川づくりを行っていくのであれば、たとえば、やさしい河川条例などを住民とともに作るなど、分かりやすいものを作って、住民の認識を広め、参加しやすい状況を作っていく必要があると思う。
- ・河川管理というものを、もっと住民、事業者、行政での役割分担として考えるべきである。たとえば、住民にできることとして、雨水をたらいにうける、洗濯機の水を流さない、米のとぎ汁を流さずに植木鉢に入れるなど、そういう工夫を多くの人が行えば、河川の汚染を防ぐことができるかもしれない。住民一人一人が自分達にできることを行っただうえで、それでも河川があふれるのであれば、浸水を我慢することも必要だろうし、ダムをつくる必要があるかもしれない。浸水の「受忍」という前に、住民にも事業者にも河川管理に参加してもらおうという考え方も必要だと思う。

<その他>

- ・生態学の立場から言わせていただくと、「流域」という言葉の意味が明白であるということについては全面的に賛成できない。ただ、流域という言葉が中間とりまとめの中で使うことについては、抵抗ない。ただし、琵琶湖・淀川水系の問題を考える場合、集水域というと、流域全体を視野に入れなければならないことは明白である。
- ・河川管理者の責任の範囲に関する問題については、これまでやってきた西洋サイエンス的な考え方そのものの本質に不合理を生み出す原因があるのではないか。また、市場経済の中にも不合理さがある。30年後、100年後の河川整備を考えるにあたって、この辺の本質までしっかり考えておかないと、限界が出てくると思う。
- ・中間とりまとめには、「流域」の定義や水需要マネジメントなどキーワードとなる言葉が多く出てくる。抽象的な文言では意味が分かりにくい。行政側に渡ったときに、疑問も出てくる文言が多いと思う。具体的なことが連想できるように書くほうがよい。
- ・「流域」という言葉は非常に便利ではあるが、「流域」という言葉を使うのがまずい場合、別の表現を使うことを考えたい。
- ・問題になっている言葉や、主要なキーワードには、グロッサリー（用語集）のようなものをつけた方がよい。

- ・ NPO という表現が多く使われているが、NPO というと NPO 法に認可された団体でないと使えないというような感じもあるので、その辺の表現も全体を通して確認しておいた方がよい。

※発言の詳細については「議事録」を参照下さい。